

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年6月20日

【会社名】 日本写真印刷株式会社

【英訳名】 NISSHA PRINTING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者 鈴木順也

【本店の所在の場所】 京都市中京区壬生花井町3番地

【電話番号】 (075) 811-8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務執行役員 兼 最高財務責任者 西原勇人

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー

【電話番号】 (03) 6756-7500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 東京支社 辻良治

【縦覧に供する場所】 日本写真印刷株式会社 東京支社
(東京都品川区大崎二丁目11番1号大崎ウィズタワー)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2017年6月16日の第98期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

- (1) 株主総会が開催された年月日

2017年6月16日

- (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- ① 株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金15円 総額700,698,765円

- ② 効力発生日

2017年6月19日

第2号議案 定款一部変更の件

- ① 当社の商号を変更し、2017年10月6日より「NISSHA株式会社」とするものです。

- ② 当社グループの事業活動の多角化および今後の事業展開に対応するとともに、現状に即した目的事項に整理するため、事業目的の追加・削除等、所要の変更を行うものです。

- ③ 海外連結子会社と決算期を統一するため、事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものです。また、この変更に伴い、第99期事業年度は2017年4月1日から12月31日までの9ヶ月となるため、経過措置として附則を設けるものです。

- ④ 取締役名誉会長の役位については、当社中興の祖である故鈴木正三氏の功績に鑑み、永久に同氏にのみ帰属させ今後使用しないため、所要の変更を行うものです。

- ⑤ 業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約の締結を可能とするため、所要の変更を行うものです。

- ⑥ 機動的な配当政策および資本政策を行うため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、条文を新設し、一部変更・削除等、所要の変更を行うものです。

- ⑦ その他、上記の各変更に伴う条数および条項の変更等、所要の変更を行うものです。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、鈴木順也、橋本孝夫、西原勇人、辻良治、久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の8名を選任するものです。なお、久保田民雄、小島健司、野原佐和子、大杉和人の各氏は社外取締役です。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数(個)	可決要件	賛成割合(%) (注)4	決議 結果
第1号議案 剰余金の処分の件	374,511	195	5,739	(注)1	97.61	可決
第2号議案 定款一部変更の件	315,189	64,513	741	(注)2	82.14	可決
第3号議案 取締役8名選任の件				(注)3		
鈴木 順也	362,742	16,960	741		94.54	可決
橋本 孝夫	379,056	648	741		98.79	可決
西原 勇人	379,051	653	741		98.79	可決
辻 良治	378,899	805	741		98.75	可決
久保田民雄	371,475	8,229	741		96.81	可決
小島 健司	377,165	2,539	741		98.30	可決
野原佐和子	379,463	241	741		98.90	可決
大杉 和人	377,749	1,955	741		98.45	可決

(注) 1 第1号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものです。

- 2 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものです。
- 3 第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものです。
- 4 賛成割合につきましては、本総会に出席した株主全員の議決権数(本総会前日までの議決権行使分および当日出席の株主分)を分母とし、そのうち各議案について賛成を確認できた議決権数のみを分子として計算し、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日の出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。